

あきた商工会議所報広告等掲載規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田商工会議所（以下「商工会議所」という。）が発行する「あきた商工会議所報」（以下「所報」という。）の広告等の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告等の種類)

第2条 前条の広告等とは、一般広告、暑中見舞広告、年賀広告をいう。

(利用者)

第3条 広告等の利用者は、商工会議所会員とし、会員以外の利用は、原則として認めない。

(遵守事項)

第4条 広告等の内容は、次の各号をいずれも遵守するものとし、次の各号に反すると認められる場合、広告等の利用は認めない。

- (1) 公序良俗に反しないこと
- (2) 関係法規に違反しないこと
- (3) 誤解を与える恐れがないこと
- (4) 他の商工会議所会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと
- (5) その他、商工会議所の事業活動上、支障のないこと

(広告等の内容責任)

第5条 広告等の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

2 広告等に関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、広告等により生じた取引上のトラブル等について、商工会議所は一切の責任を負わない。

(利用料金)

第6条 広告等の利用料金は、別表第1に定める。

2 広告等の利用希望者は、利用を希望する前月の10日まで、別に定める「掲載規程の同意書及び利用申込書」（以下「利用申込書」という。）を提出し、広告等を利用した所報発行月の翌月末日まで納入しなければならない。

3 割引料金の適用を受けた場合、途中で掲載回数を減らすことはできない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 第6条の改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1

所報広告掲載料金表

※	広告等の種類	サイズ	料金	備 考
①	一般広告Aサイズ（白黒）	縦10.5cm×横17.3cm	40,000円	
②	一般広告Aサイズ（カラー）	縦10.5cm×横17.3cm	60,000円	裏表紙のみ
③	一般広告Bサイズ（横長）	縦 5.0cm×横17.3cm	20,000円	
④	一般広告Bサイズ（縦長）	縦10.5cm×横 8.4cm	20,000円	
⑤	一般広告Bサイズ（カラー）	縦 5.0cm×横17.3cm 又は縦10.5cm×横 8.4cm	30,000円	裏表紙のみ
⑥	一般広告Cサイズ（縦長）	縦 5.0cm×横 8.4cm	10,000円	
⑦	一般広告Cサイズ（カラー）	縦 5.0cm×横 8.4cm	15,000円	裏表紙のみ
⑧	書中見舞広告	縦 6.0cm×横 3.5cm	7,000円	7月号
⑨	年賀広告	縦 6.0cm×横 3.5cm	7,000円	1月号

上記金額に消費税を付加する

※ 割引適用（①～⑦に限る）

※ 利用回数により割引する

- 年10回以上利用→1回分（10回目）無料
- 年6回以上利用→1回分（6回目）半額